

鳴門市教育大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、次のとおり教育大綱を定める。

この大綱の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

【基本理念】

「ともに学び 育ち合う ^{きょういく} 共育のまち鳴門」

家庭、学校、地域が、貴重な人材と一緒に育て、互いに成長するという基本的な認識のもとで教育に取り組み、子どもたちが育ち、親が育ち、教師が育ち、教育に関わるすべての人とまちが共に育つ「共育」を推進します。

【施策の5つの柱】

「学ぶ喜び」
を育む
教育の推進

- (1)生涯学習環境の整備充実
- (2)子どもの将来の選択肢を広げる学力向上
- (3)子どもの教育を受ける機会の確保
- (4)地域と連携した新たな教育課題への取組
- (5)国際理解教育、外国語教育の推進
- (6)読書活動と図書館づくりの推進

「思いやりの心」
を育む
教育の推進

- (1)人権が尊重される社会実現に向けた人権教育推進
- (2)いじめの防止、早期発見と解決への取組
- (3)自他ともに命を大切にする教育の推進
- (4)道徳教育と青少年健全育成の推進

「健やかな身体」
を育む
教育の推進

- (1)スポーツの振興と指導者の育成
- (2)安全で安心な学校給食の提供
- (3)学校給食を通じた地産地消と食育の推進

「郷土への愛着」
を育む
教育の推進

- (1)郷土を愛し豊かな人間性を育む教育の推進
- (2)地域の誇る史実を継承する教育の推進
- (3)文化財の保護、活用と次世代への継承

「まちぐるみ」
で取り組む
教育の推進

- (1)安全で快適な教育環境の整備と防災安全教育の推進
- (2)開かれた学校づくりと教育の質の向上
- (3)学校の適正規模、適正配置の推進
- (4)子ども子育て支援新制度に則した就学前教育の推進
- (5)教育のネットワークづくりの推進

鳴門市教育大綱の解説

【施策の5つの柱】

1 「学ぶ喜び」を育む教育の推進

- (1) すべての人が生きがいをもって豊かな人生を送れるよう、自由に学習する機会を選択し、自ら進んで学び、学習の成果を地域社会で活かすことができる環境づくりに努める。
- (2) 子どもたちが変化の激しい社会を生きていくための基礎を培い、将来の選択肢を拡げ、生涯にわたって学ぶ喜びを実感できるよう、自ら学び考える学習や多様な体験活動を通じて、学力の向上を推進する。
- (3) 家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが希望する質の高い教育を受ける機会の確保と教育環境の整備を行う。
- (4) 鳴門教育大学をはじめ、地域住民や企業、各種団体との連携のもと、保幼小中学校の連携、小中一貫教育やグローバル化に対応した教育、キャリア教育など、新たな教育課題に取り組む。
- (5) 豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を身につけた「世界にはばたく鳴門の子ども」の育成をめざし、発達段階に応じた国際理解教育や外国語教育を推進する。
- (6) 読書の意義や重要性を認識し、家庭、学校、地域において、読書活動推進の気運を醸成し、あらゆる人にとって利用しやすい図書館づくりを進める。

2 「思いやりの心」を育む教育の推進

- (1) すべての人の基本的人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育を推進する。
- (2) いじめは絶対に許されないという認識のもと、関係者が一体となって、いじめの防止、早期発見と解決に取り組む。
- (3) 命を大切にすることを推進し、自分も他人も共によりよく生きようとする心をもった子どもの育成に努める。
- (4) 子どもが豊かな人間性をはぐくみ、心身ともに健やかに成長し、社会とかかわりながら高い規範意識や公共心、道徳心を持てるよう、道徳教育や青少年健全育成を推進する。

3 「健やかな身体」を育む教育の推進

- (1) すべての人が、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざし、各種団体と連携を図りながら、指導者の育成や生涯スポーツ・競技スポーツの振興を推進する。
- (2) 子どもたちの心身の健全な発達と食に関する正しい理解と適切な判断力を養うため、安全で安心な学校給食を提供する。
- (3) 子どもたちが身近な地域の自然や食文化、産業等について学べるよう、

鳴門の特産物を使った料理や、郷土料理を学校給食の献立に取り入れるなど、地産地消と食育を推進する。

4 「郷土への愛着」を育む教育の推進

- (1) 身近な地域の自然や歴史、文化、伝統産業に親しむことにより、自らが暮らす地域をよく知り、郷土を愛し大切に作る心や誇りに思う心、豊かな人間性を育む教育を推進する。
- (2) 板東俘虜収容所におけるドイツ人捕虜と地域住民との友愛の歴史を学び、本市の誇りとして、史実を後世へ引き継ぐことができる教育を推進する。
- (3) 貴重な共有財産として地域で生まれ伝えられてきた文化財の保護と活用を進め、地域住民とともに次世代に継承することができる環境整備を推進する。

5 「まちぐるみ」で取り組む教育の推進

- (1) 子どもたちが安全で快適な教育環境で学習できる学校施設の整備に努め、家庭や地域と連携しながら、学校防災や危機管理の充実を図る。
- (2) 学校評価や学校評議員制度の充実を通じて、教育に関する情報を広く提供し、教育行政や学校、幼稚園での教育活動について、家庭や地域に対する説明責任を果たしつつ、評価に基づく改善を行い、教育の質の向上を図る。
- (3) 児童生徒数が減少するなか、子どもたちに将来にわたって望ましい教育環境を提供するため、学校の適正規模や適正配置について検討を進める。
- (4) すべての子育て家庭を支援する「子ども・子育て支援新制度」に則り、就学前教育を推進する。
- (5) 本市教育の振興のため、学校、家庭、地域それぞれが主体的に教育活動に取り組み、相互に連携、協働しながらより効果的に機能するためのネットワークづくりを支援する。